

重点事項推進WG 横断的制度分野担当SW 第5回会合
議事録（文部科学省ヒアリング）

1. 日時：平成18年4月13日（木）10:30～11:15
2. 場所：永田町合同庁舎1階第2会議室
3. 項目：一定期間経過後の規制の見直し基準の策定
・学校給食業務の運営の合理化について
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、黒川委員、安念専門委員、山本専門委員
文部科学省
スポーツ・青少年局 学校健康教育課 健康教育企画室長
宮内 健二（以下「宮内健康教育企画室長」という）

鈴木主査 おはようございます。

よろしいですか。どうも御苦労様です。

それでは「規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW」第5回の会合を行います。

本日は「1.一定期間経過後の規制の見直し基準の策定に関する各省ヒアリング」として、文部科学省から「『学校給食業務の運営の合理化について』」になる通達に関連して、お話を承りたいと思います。大体時間は45分を予定しておりますので、最初に15分程度で説明していただいて、あとの30分をディスカッションに回させていただきますので、よろしくお願いいたします。

宮内健康教育企画室長 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室で室長を務めております宮内と申します。

主に学校における食育関係を担当しております、学校給食も担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日配付させていただいている資料に基づきまして、昭和60年の文部省体育局長通知の趣旨について簡単に御説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、学校給食につきましては、先生方には御案内のことと存じますが、配付させていただいております資料2ページ「学校給食法（抄）」に基づきまして、学校教育活動の一環として、児童、生徒の心身の健全な発達に資することを目的として実施されているものでございます。

学校給食の意義につきましては、法律で言えば、第2条に書かれておりますとおり、子どもたちに栄養バランスのとれた食事の必要性や在り方、また、望ましい食習慣の形成、友達同士での共同作業や食事を通じたコミュニケーションによる人間関係の育成や協調精神の育成、また、食というものについての衛生面、安全面、また、最近ではBSE問題とか、食品の添加物の問題も言われておりますけれども、食事の安全性

への留意の必要性の理解とか、更に最近で言えば食文化、国際理解という観点から、地場産物、郷土料理、国際料理等を経験しながら、各教科等での地域や世界についての理解を深めるなど、さまざまな教育目標を達成するために実施されているものでございまして、こういう学校給食とともに、給食の時間における指導、または学習指導要領上の学級活動や、総合的な学習の時間、各教科等における食に関する指導において、学校給食が教材、子どもは、見て、食べる、感じるということで、生きた教材と言っておりますけれども、そういったものに活用されることによって、教育効果をもたらし、食育に大きな役割を担っているものでございます。

特に近年では、昨年7月に議員立法により食育基本法が制定されますとともに、今年3月31日には小泉総理大臣をトップといたします政府の食育推進会議におきまして、食育推進基本計画が決定されたところでございますが、その中でも学校給食の充実が強く言われているところでございまして、子どもさまざまな課題に現在対応しているというような状況でございます。

特に学校給食の最近の課題でいえば、地場産物を学校給食の食材として積極的に活用することとか、また戦後は一時期パンを中心としたものが続いてきたわけですが、日本型食生活の推進の観点からも米を中心とした献立、米飯給食というものを推進するということが、また、各地域の郷土料理や行事食といったものについて伝承の場ということも求められているとともに、また最近特に子どもたちの状況といたしまして、食物アレルギー対策というものを求められているところでございます。

そういった「学校給食の現状」は、資料で配付させていただいております3枚目でございますが、小学校でいえば、実施状況は「完全・補食給食」「ミルク給食」といっておりますが、完全給食というのは主食、副食がついたもの。補食給食というのはおかずを中心としたものということでございまして、双方併せて子どもたちの数でいえば、大体98.9%、約九割、100%に近い状況になっております。

また、中学校の方におきましても、7割という状況まで上がっておりまして、この数値は年々だんだんと上がっているというような状況でございます。

お尋ねの昭和60年の文部省体育局長通知でございますが、学校給食は戦後教育活動の一環として位置づけられスタートし、発展してきたわけですが、昭和60年頃、国、地方の行財政の状況が、当時はなかなか難しい状況にあったということでございまして、行政について見直しが図られてきた。これはもう先生方御案内のとおりでございますけれども、その中におきまして、1つの事項として学校給食の教育的意義は認めるけれども、学校給食業務についても質の低下をもたらすことなく、できるものは経費を節約するということの必要性が当時言われたというところでございます。

そういったことを踏まえまして、子どもの方においても、学校給食を実施するかどうか、また実施形態は公立小中学校の場合は市町村教育委員会の判断に委ねられているのでございまして、学校給食を実施する市町村教育委員会に対しまして、学校給食が学校教育活動の一環であるという意義を踏まえつつ、できるものは経費を節

約するということも含めて、地域の実情に応じた適切な方法により、学校給食業務の運営の合理化を図るよう要請したというものでございまして、いろんな地域の実情に合わせた合理化を図る場合の留意点についても注意喚起をするということで幾つか書かせていただいておりますが、そういったことにより、できるものは経費を節約するという部分は節約しつつ、学校給食業務が円滑に実施されるよう促したというものでございます。

この会議において、規制の観点ということで、ヒアリングと伺ったのですが、私どもは基本的には本通知については、学校給食の実施について規制という観点で出されたものではないと考えておりまして、その理由としては、先ほど申し上げました、この資料にも書かせていただいておりますような趣旨からのものでございます。

大ざっぱではございますが、私の方の説明を終わらせていただきます。

鈴木主査 どうもありがとうございました。

それでは、どのような問題からでも結構ですから、どうぞ。

黒川委員 では、最初に伺いたいと思います。

我々の質問の趣旨というのは、一度ある時期に出されたものというのが、今もまだ生きているのかとか、所管のところで出されている所管されている法律とか、それに伴って出されている通達とか通知とかというものが、ある時期やはり必要がなくなったら取り下げたり、あるいは適切に一定期間経ったら見直していくべきなのではないかというのが一般論としてあるのです。

この通知については、昭和 60 年に出されて 20 年経っているのですけれども、その後はこれについて何も触れられていないのだけれども、まだ生きているのかとか、多分今のお話ですと、教育的な観点から給食をすることなのですからけれども、時代とともに給食の意義というのはどんどん変わっていますね。給食の供給形態というものも随分変わってきていて、ここの趣旨に合った、つまり臨調からの要求というものに対応されたと思うのですけれども、全国の変化とともに、この問題というのはどういう状態になっていって、そのときにどういう認識をされているのかということを一一般論として知りたいのです。

そうすると、一度あるときに出されたものというのが、形として、逆に言うと相手方には残っているものなのかとか、この通知というのとはどなたに行っていて、どなたの範囲で、つまり受け止める現場としては受け止める形になっているのかとか、何か一般論として、この通知を通してその背景とか流れとか、時代の変化に伴って供給形態が変わっているときに、受け止め方というのはどういうふうになっているのかということ、もう少し詳しく伺えればよいなと思います。

宮内健康教育企画室長 学校給食の食材関係の供給形態は、昔は国の方でも米とか牛乳とかに補助金を出したり、一括した取扱いをやっていたのですが、現在はもう一切ございません。そういった意味からいえば、もう臨調のころの指摘は、物資の流通形態にもあったかと存じますが、それについては今はもう一切ないという状況でございます。

最近言われておりますのが、地域の産物を積極的に活用する。それは市町村の判断、教育委員会の取組みでございますので、国が法律、その他でやるということではなく、しっかり市町村の方に、地場産物を使いましょうということをや請しるというのが国会質問や食育推進基本計画の中で強く要請されているというような状況でございます。

また昭和 60 年の通知は、できるものは節減するという観点で合理化が図られる余地があるのではないかと臨調や行政監察等の趣旨を踏まえて、地域の現状に応じて、共同調理場とかパートタイムとか、そういったものを活用してはどうですかと、そういうときに留意点はこういうところを注意してくださいねということでございますので、繰り返して恐縮ですが、基本的に流通形態については、この通知では趣旨としては入っていないと思います。

また、実際の給食の実施形態について、今、申し上げたようなところで流れてきておりまして、実際にもいろんな各地域の取組みが進んでいるということで、例えばパーセント的にも給食の調理員の方の常勤、非常勤の率なども、非常勤の方が増えてきたりとかというような状況が進んできているというようなことととらえております。

すみません、ちょっと長くなりました。

黒川委員 そうすると、このときに出てきた合理化通知というものに対して、その後実際どんなふうに移しているかということに関する数値的な把握もされていて、今はどういうふうに進んでいるかを見守っている状態と考えていいのですか。

宮内健康教育企画室長 はい。

子どもも学校給食の実施状況調査の中で、いろんな地域に応じた合理化の取組みの状況を聞いておりまして、1つの例で言えば、学校給食業務の運搬業務などとかいろんな業務でどういうふうに進んで民間委託化が進んでいるかということ例えば、昭和 59 年に運搬業務が 18.1%だったのが、平成 16 年には 35.5%というような形です。ほかの業務もパーセントが上がってきています。

鈴木主査 この通知は規制ではないというけれども、では何なのでしょう。

宮内健康教育企画室長 子どもとしては、いわゆる指導、助言通知みたいな形のものにとらえております。

当時、市町村の方は、たしかにお金がか冗長にかかっているのではないかとと思われる部分もあったようでございますので、そういったところは臨調の御指摘等もございましたので、なるべく経費がかからないようにしつつ、ただ、質は下げてはいけないということで、学校給食の実施者である市町村、教育委員会に対して、学校給食は質を落としてはいけないけれども、コストというものを考えてやってくださいという要請をしたと。一種の指導、助言みたいな感じかと子どもとしては思っております。

鈴木主査 例えば「ア 献立の作成は、設置者が直接責任をもって実施すべきものであるから、委託の対象にしないこと」と書いてあるのだけれども、もし設置者が献立まで任せようではないかという判断をした場合には、文部科学省としてはどういう態度をとるのですか。

宮内健康教育企画室長 罰則とかは特にございません。

鈴木主査 それはあるわけがないですね。

宮内健康教育企画室長 私どもとしては、学校給食の考え方を示したものでございます。

鈴木主査 だから端的に言うと、そういう御判断ならば、それはそれで結構ですと
いって、文部科学省は別に何も言わないのですか。

宮内健康教育企画室長 教育活動の一環としての学校給食の趣旨が損なわれてしま
いますと。

鈴木主査 やはり、任せ切りはちょっとまずいと言うのですね。

宮内健康教育企画室長 極端な話が先生の場合だと思うのですけれども、市町村、
教育委員会が全部委託してしまいますといったときに、私どもはそれを止めることは
当然できません。

ただ、学校給食は教育活動の一環であり、学校給食の献立作成はやはり設置者が責
任を持ってやるべきであり、この通知の趣旨はそうでございます。

安念専門委員 それは結局、強制しているのと同じですね。

宮内健康教育企画室長 学校給食の実施形態は市町村教育委員会の判断でございま
す。

安念専門委員 でも、だめだとおっしゃるのですね。端的にいうと、それはだめで
すという返答をなさるといふのと同じことですね。

宮内健康教育企画室長 教育活動の一環である学校給食を行う場合には、考え方は
こうですと申し上げているのです。

安念専門委員 その考え方は、法令のどこから出ているのですか。

宮内健康教育企画室長 それは学校給食法の規定で、先ほど先生に申し上げました
とおりです。

安念専門委員 いえいえ、違います。

それはわかりましたが、献立は設置者が決めなければいけないというのは、どこか
ら出てくるのですか。

宮内健康教育企画室長 その文言を法規定には書いてございません。

安念専門委員 書いてないのですね。書いていないのだから、書いてないと御回答
になるべきだと思います。書いていないものがどうして出てくるのですか。

宮内健康教育企画室長 私どもでは学校給食法の規定で教育活動の一環として学校
給食を実施することとなっていることに基づいてそのように考えています。

安念専門委員 私どもというのは、どなたですか。私どもとおっしゃるのは、法令
をつくった立法者の解釈ということですね。

宮内健康教育企画室長 私ども。

安念専門委員 私どもというのは、だれですか。それは非常に重要です。

宮内健康教育企画室長 学校給食法を所管して、行政を行う文部科学省です。

安念専門委員 「それは文部科学省の見解である。しかし、法的には拘束力を持た

ない」と御回答になりますね。

宮内健康教育企画室長 文部科学省の法的解釈ということになると。

安念専門委員 その解釈は、拘束力を持たないのですね。

宮内健康教育企画室長 学校給食というのは、先ほど申し上げたように教育の一環として行うものですから、当然その献立作成については、学校給食の根幹、教育の一環の部分でございますから、それは設置者が学校教育を各学校の先生がやるのと同じように行うものだ。

安念専門委員 というふうに、文部科学省は法令を解釈しておられるのですね。

宮内健康教育企画室長 はい。

安念専門委員 その法令は、各都道府県や市町村の教育委員会に対して法的に拘束力を持っておりますか。

宮内健康教育企画室長 法的に拘束力を持つという質問の趣旨はどのようなことでしょうか。

安念専門委員 つまり、命令監督の関係にあるかという趣旨の質問です。

宮内健康教育企画室長 「命令監督」という文言にはあたらないのでは。

安念専門委員 いえいえ、その解釈はわかりました。あり得べき解釈の1つでしょう。勿論唯一ではあるはずがないけれども、論理的にあり得る解釈の1つです。

問題はその解釈を強制できるかということです。教育委員会に対して、法的に拘束力を持つのだろうかということです。それについては、文部科学省はどのような御見解でいらっしゃるのですか。

宮内健康教育企画室長 教育活動の一環として行う学校給食の考え方を申し上げております。

安念専門委員 ですから、文部科学省の解釈はわかりました。私は解釈の中身を伺っているのではなくて、その解釈をお示しになって、「その解釈が教育委員会を法的に拘束するか」ともし質問をされたら、どうお答えになりますかという質問です。

宮内健康教育企画室長 学校給食として実施されるのであれば、学校給食法の解釈があてはまることになろうと思いますが。

安念専門委員 それは解釈を示されたのですか。

宮内健康教育企画室長 はい。

安念専門委員 それは命令するわけではないのですね。

宮内健康教育企画室長 命令は当然私どもはできないわけです。

安念専門委員 できないですね。ということは、法的な拘束力がないということですね。文部科学省としては、こう解釈していると。ただ、それは強制力を持っているものではないとお答えになるわけですね。

宮内健康教育企画室長 学校給食として行うものは学校給食法が適用されますが。

安念専門委員 いやいや、これは非常に簡単な問いです。文部科学省の解釈がある。それは勿論いいです。私にもあるでしょう。学校現場にもあるでしょう。学者にもあるでしょう。そういう解釈の1つが示されたわけです。遵守しないと違法であるのか

と聞き方を変えてもいいです。

宮内健康教育企画室長 ですから、学校給食法に基づいて教育活動の一環としての学校給食ではなくなるということになります。

安念専門委員 文部科学省さんの解釈では、ですね。

宮内健康教育企画室長 市町村教育委員会が献立作成も全部民間委託するという場合には、教育活動の一環である学校給食法に基づく学校給食ではなくなります。

安念専門委員 ではなくなると、文部科学省は解釈しておられるわけですね。

宮内健康教育企画室長 そうです。

安念専門委員 わかりました。

しかし、その解釈は当然強制力を持つものではありませんね。

宮内健康教育企画室長 学校給食法の規定に基づく解釈です。

安念専門委員 それはわかったけれども、あなたのおっしゃる解釈は論理的にあり得べき解釈の1つにすぎない。そうですね。そういう明文の規定がないのです。

宮内健康教育企画室長 学校給食法を所管する文部科学省の解釈です。

安念専門委員 あなた方はそう思うかもしれないけれども、論理的に成立可能な解釈というのは、幾らでもあるのです。今おっしゃった解釈が、唯一論理的に成り立つただ1つの解釈だということはありません。

それはいいが、この通知が強制力を持っていない、規制でないというのなら、我々の解釈は解釈であるけれども、それは現場を拘束するものでないとお答えいただくを得ないし、ファンクションとして見れば指導、助言とおっしゃるが、教育現場にとっての文部科学省の権威というのは、それはカトリック教徒にとってのローマ教皇みたいなものでしてね。

宮内健康教育企画室長 先生それはちょっと例えが大きいです。

安念専門委員 これがどういう名称で出るか。体育局長などという名称で出ていけば、それはもうカトリックの上での回勅みたいなものでして、そんなものに逆らった日には地獄に落ちてしまいます。

それにもし本当に指導、助言であるなら、周知徹底をする必要もないわけです。「知らせたかったら知らせてください」とならなければいけない。

その上で申し上げるが、今の献立云々の問題も、パートタイム職員の勤務状況は常勤の職員のそれと明確に異ならなければならないといったようなことも、かつてはあるいは合理性があったのかもしれないが、これだけ雇用の形態が多様化してくると、果たしてそうなのかといったように、ほかにもいろいろあると思うのですが、今のままでいいという結論が導かれることは十分私はあり得ると思うのですが、やはり定期に見直していただくというのが、合理的なのではないでしょうか。もっとも見直しているのだが、結果としてこうなったのだという御趣旨かもしれないけれども、その点はどうかね。

鈴木主査 ちょっとその前に、お答えの中で「また、本通知の趣旨等にもかんがみて、定期的に見直しを行う必要性はないものと考えている」という部分の意味が私に

はよくわからない。この通知は拘束力も持っていない、ただ1つの参考にすぎないのだから、定期に見直す必要がないのだといっているのか、それとも、学校給食の現場は60年のときにこういうグランドデザインみたいなものを臨調答申も受けて作った、ということでよいルールができたのだから見直す必要がないというのか、これはどっちの意味なのですか。

宮内健康教育企画室長 「ない」という言い方が先生のちょっと癪にさわられているのかもしれませんが、ほかの省庁も含めていろいろな指導とか、指導、助言の通知などは世の中によくあるわけでございまして、定期的な見直しを必ずやらなければいけないというのは、余り見たことがないところでございます。

鈴木主査 見直しの必要は生じないのこののですか。指導、助言をいけないとはだれも言っていないのです。ただ、普通の指導、助言である場合においては、それを相手に対して拘束をすることはできない。したがって、あなた方は不利益を与えることはできないというのが基本なのです。指導、助言をやってはいけないとだれも言っていない。よい指導なら、大いにやるべきだということです。教えるというのか、要するによい情報の伝達ですからね。けれども、そういうものであることを前提としたとしても、その内容は未来永劫に変わらないというわけにはいかないですね。状況は日々刻々に変わっているでしょう。提供業者の状況というようなもの、あるいは給食に対する親のニーズというようなもの、教育上の意義というようなものというのは、刻々と変わっているはずではないですか。

宮内健康教育企画室長 給食を取り巻く環境が変わっているかどうかということについては、最初に申し上げましたとおり、最近では地場産物の活用とか米飯給食をもっとしっかりやろうとか、今は特に食育基本法、食育推進基本計画で学校給食への期待が物すごく高まっています。状況の変化は60年と今は違うというのはおっしゃるとおりです。それは変わっていると思います。

原主査 私はちょっと補足的な質問なのですが、私自身が子どもを2人育てていて、90年代というのがちょうど学校給食だったので、民間委託についても学校側もPTAもいろいろな活動が勿論あって、いろいろな試みがされてきたと思うのですが、先ほど鈴木主査がおっしゃられたように、私も論理の立て方というのですか、どうしてもこの2行が納得がいけないというか。

鈴木主査 納得ではなくて、理解ができないのですね。

原主査 理解ができない。だから、趣旨がよければとか、趣旨が未来永劫に協定のようにあるようなものだから、見直しをしないという帰結にはならないと思うのですけれども、先ほど現状がいろいろと変わってきましたともおっしゃられているように、本当に現場はいろいろと変わってくるわけなので、そのためにはやはり定期的な見直しというのが当然考えられるべきではないかなと思います。

安念専門委員 「定期的に」を否定しておられるのですか。「見直し」を否定しておられるのですか。

宮内健康教育企画室長 3年に1回とか、5年に1回という形でやるものではない

のではないかと申し上げているのです。

安念専門委員 それはそうかもしれません。

宮内健康教育企画室長 先ほど申し上げたとおり、運営の委託、業務の委託というのは、年々上がってきたり、いろいろ一時期の状況によって進んだわけでございますので、それでその都度3年とか5年とかに弊害が、ぼんぼん出てくるという問題ではないだろうということだと思います。

原主査 私などはやはりすごく変わったと思います。ですから、変わったからこそなおのこと普段の見直しのようなものが要るでしょうし、勿論もともとこういう通知が要るのかどうかということも含めてということにもなると思います。

宮内健康教育企画室長 学校給食法を取り巻く状況は変わってきています。

原主査 あと、学校の先生が栄養士の資格か何かを持っていらっしゃるのですか。献立を立てられる先生というのが決まっていられるのですか。

宮内健康教育企画室長 食育をしっかりやらなければいかぬということで、平成17年4月に栄養教諭制度というものができました。栄養の指導及び管理を行う栄養教諭は、各教科等での指導とともに、学校給食の献立作成を職務として行い、学校給食を生きた教材として子どもたちに活用するというようなことを、行うこととしています。食育基本法でも、食育推進基本計画の中でも、学校内における指導体制もしっかりやらなければいけないということで、平成17年から新たな栄養教諭という制度をつかって、今、整備を進めているというような状況でございます。

原主査 そうすると、ますます学校給食が教育の中に入ってきているという感じなのですか。

宮内健康教育企画室長 子どもたちの食の状況については、非常に危機感を持っております。そういったことを踏まえまして、今回栄養教諭制度というのをつくって指導体制を整備するとともに、教育課程の中でも今後どうするかというのが、今、大きな議論になっているということでございます。学校は知育、徳育、体育とっておりますが、そもそもの食育というものを大きく取り入れていかなければいけないということで、今、取り組んでいるところでございます。

山本専門委員 この通知の中の4のところに、昭和35年の体育局長通知についてということが書かれていますが、この通知の内容を少し教えていただけますか。

宮内健康教育企画室長 昭和35年通知は、たしか調理員の配置の目安みたいなものを置いた通知だと思っております。あくまでそれは目安でございます。

山本専門委員 例えばどのような規定が入っているのですか。

宮内健康教育企画室長 通知の内容でございますか。

山本専門委員 調理場に何人とか、そういうようなことが書いてあるのですか。

宮内健康教育企画室長 こういう児童生徒数の調理場において、調理員は何人とかというようなことですが、それは一定の目安でございますので、そのことについて60年の通知でまた1つ考え方を記しているということです。

山本専門委員 60年の通知に、現時の学校給食の実情に合致しない点も見られるの

で、弾力的に運用すること。まさに 60 年通知でこれは現状に合っていないということを書いてあるわけですがけれども、これなどはまさに見直しが必要であるということ、この中で言っているような感じがするのですけれども。

宮内健康教育企画室長 昭和 35 年通知については、60 年通知で一定の目安だから別に地域でもうちょっと考えてくださいという指導、助言をしているというような話だったものです。

鈴木主査 ほつたらかしてあったから、時代にそぐわなくなったけれども、しかしそのようにやろうというので、共同調理場はだめだと臨調でやったのですね。それは教育の精神に反するなど大上段に振りかぶったことがありました。それでここにも書いてあるように、臨調答申を受けて、共同調理場も認めるということにしてそこで変えたのです。

私の言いたいのは、現実には 35 年も放っておけば、ただ外圧がないというので放っておいた後見直ししても、見直すべき点が何かということが分からなくなって、感じないのかもしれないけれども、そういう見直すべき点というのが出てきておるわけです。

だから、3 年に 1 回なり 5 年に 1 回なり見直すべき点はないのかということ自分をまずチェックする。そして、そのチェックしたものに対して、こういう点で見直しは必要ないと、どこかしかるべきところに報告する。そうすると、それはおかしいではないかという、その問答のやりとりの中で進歩というものがあるので、あなた方も常時の自分の周りの環境だけで物を考えていると見落とす点があると思います。そうすると外圧がくるしか手がないという、その歴史がこの 35 年と 60 年。60 年というのは 58 年まで臨調があったのだから、臨調答申を受けての話になってくるというのでしょう。私はやはりうっかりしておるとか、それでよいと信じ込んでしまうというのは、自分のシステムが定着してしまうといっぱい出てくるわけです。それを必要なときには必ずちゃんと見直していますとおっしゃる。それ自体を疑ってはいないけれども、しかしその必要に対しての感受性という問題が、ともすれば鈍感になっていってしまうということがあるから、だからやはり見直しをして、その見直しの結果を公表するなり、報告するなりして、チェックを受けるというシステムが必要ではないかと。これが我々の問題意識なのです。

見直し自体をあなたが否定しているわけではないのですね。これは規制ではないのだから、見直す必要がないということをおっしゃるわけでもない。

宮内健康教育企画室長 定期的にということ、定期的というのは法律なんかを見ると大体 5 年とか 3 年とかになっているのです。

鈴木主査 定期的というのは、要するに必要なときはその都度見直しをすべきです。しかし、ある程度時間がたったときには、つい習い性になってしまうというのが人間の癖だから、見直し時期がきたら、しっかり根元から考え直してみましようとして見直すことを、定期的というわけなのです。

安念専門委員 3 年とか 5 年とピリオドを物理的に限ったという話ではないです。

それと、こんなことをいっては与太話になってしまうかもしれないけれども、食育

は大切だというのは、やはり自分の頭で考えて食べ物を決められるようにしなければいかぬということですね。

宮内健康教育企画室長 はい。

安念専門委員 そうだとすると、子どもではない大人に、この程度のことは自分たちで考えられぬかと思われませんか。

宮内健康教育企画室長 この程度というのは、何ですか。

安念専門委員 県教委といえば大人なわけですね。それならこの程度のことを、文部科学省にいちいち聞かないで、自分の頭で考えろと突き放されたらどうですか。何でもかんでも聞いてくるのだから、御苦労はわかります。だけれども、食育が大切なら、大人ならこれぐらいのことは考えろと言われた方がいいのではないですかね。そういうものではないですか。

宮内健康教育企画室長 それはちょっと私が申し上げるのは。

ただ、一般的なことで申し上げますと、私も自治体で一所懸命仕事をさせていただいた経験があるのですけれども、やはりどうしても情報とかわからない部分というのが、国と地方の両方で仕事をさせていただいたときには、あるなというのは感じたことがございます。これは全く個人的な実感で、個人的な話ですみません。

黒川委員 そうすると 17 年以降法律改正になって、28 条のところに新しい資格の教員という 1 つのカテゴリーができ上がって、多分全国の小学校にそのカテゴリーの人がいらっしゃるのですか。それは学校単位でいらっしゃるのか、それとも地域で共通に一人の人が考えればいいのか。それとももし学校単位で必要だとすると、今まで一人当たりの教員に対して、何人の生徒ということで微妙に 1 つの学校の 1 学年のクラスに 25 人だったり、40 人だったり、微妙な数字のところでもクラスの編成が変わったりする。

こういう問題があって、私が目黒区の行政改革委員会というものに関わっていたときにえらく問題になったのですけれども、年間 140 日しか働いていらっしゃらない給食職員の方に、フルのお給料を払うという状態です。この教員というのも、多分給食のメニューのことに責任を持つということで、一人の先生が配置されるのだけれども、ほかの先生と比べたら働く時間とか、ものすごく限られた日数になるのだけれども、多分新しい今の時代に食育がとても重要だからということで全国配置するということになると、とって田舎の少人数の学校にも一人配置されて、大都会の学校にも配置される部分に関しては、効率性の問題は何も発生しないと思うけれども、地方などだったら、きっと明らかにコストがかかる要因になったのではないかという気がします。そんなことはないのですか。

宮内健康教育企画室長 栄養教諭制度は、栄養の指導及び管理でございますので、給食の時間、各教科、学校全体で教員を動かす食に関する指導計画作成、指導の部分が新たな仕事です。

黒川委員 勿論わかります。365 日働いていますということですか。

宮内健康教育企画室長 学校給食は実質でいうと、188 日程度です。栄養教諭は食

に関する指導も行いますので、それ以外は仕事がないというようなことはございません。そこは先生誤解のないようにしていただきたいです。

黒川委員 勿論そういうふうに言うことは簡単だけれども、そんなに重たく大変に日夜考えると思いますか。

宮内健康教育企画室長 実際に栄養教諭は平成 17 年からスタートしているのですが、教科担任、学級担任と連携して授業に参画したりするわけですので、子どもたちの食生活の状況、指導案の作成、また実際上の授業展開、評価方法から、先ほど申し上げました学校全体で食に関する指導計画をつくって、学校全体で教員に食育に取り組んでもらうというコーディネーター役、また家庭、地域の連携ということですので大変忙しくしています。先生ここは御理解いただきたいのです。

黒川委員 ゼロから始める方はプログラムをつくるけれども、3年経ったとき入った方は、前のプログラムがあります。

宮内健康教育企画室長 いえいえ、学校での教育活動は毎年見直しています。

黒川委員 言おうとされていることはほとんど理解しているのですけれども、その種の問題は私たちのところでも極めて議論になりましたということをやっただけです。

宮内健康教育企画室長 ちなみに栄養教諭と給食の調理員とは別のものです。

黒川委員 勿論です。完璧によくわかっています。

鈴木主査 よろしいですか。

今、献立の作成というようなものは、つまり玉ねぎは何個とかまで先生がやっているのですか。

宮内健康教育企画室長 栄養教諭が、例えばこの日は地場産物を活用した郷土料理を提供しよう、明日は国際理解のためにメキシカン料理を提供しようなどとやっています。

鈴木主査 食材まで決めるのですか。

宮内健康教育企画室長 物資の購入は 60 年通知でも民間委託にする場合には、設置者の意向を十分に反映できるような管理体制を設けることとしています。

鈴木主査 それは勿論そうです。

宮内健康教育企画室長 ですから、安全な食材の確保とか例えば千葉県 の地場産物をいっぱい使おう、それを社会の授業で使おうということをやりますので、そういうことを考えるのは当然設置者、直接には栄養教諭でございます。

鈴木主査 けれども、そんなことは相手方の調理をするのも、要するに専門に物をつくって食べさせるのだから、どれだけのカロリーでどのようなバランスかということを一応知っておけば、その案をつくって、それを持ってきたひとにそれで結構ですというやり方でもできるわけですね。そういうふうに今、世の中が変わろうとしている。そういうふうにしるということ、我々の民間開放というのはまさに言っているのだから。

だから、私が言いたいのは、やはり変わるべきところに対して、あなた方は調理の

材料は地場のものを使って、学校の先生がどういう食材を使って、何をどれだけの数にして、どういうふうにしてということ等を事細かにやるのが教育だと思込んでおられてはいないかと思えます。そういうところは一遍見直す必要があるのではないかということをおっしゃっているのです。

宮内健康教育企画室長 今はそれこそ昔のように国がどこでもいいから安いものを持ってきてほしいではなくて、各地域の産物を各地域の学校給食で子どもたちに食べさせて、地域の理解とか地域の産業とか、地域の農家の方々とかの理解につなげていこうというのは、国会でもずっと言われているところがございます。

黒川委員 地元のものを使うと、基本的に安くなっていく方向なのですか。高くなっていくのですか。

宮内健康教育企画室長 食材についてですか。

黒川委員 コストです。

宮内健康教育企画室長 それは場合場合だと思います。なお、東京でも日野市などの農業地域があるところで、地域の農家の方々から定期的に地場産物を得ています。

黒川委員 東京などは、地場の産品というのはなかなか無理ですね。

宮内健康教育企画室長 一部江戸川区の小松菜とかがあります。

黒川委員 それはわかります。江戸川区はできるけれども、目黒区は畑がないからとか、そういうことがありますね。

宮内健康教育企画室長 ただ、地場産物というような場合は、都道府県単位なのです。

黒川委員 都道府県単位で考えるのですか。

宮内健康教育企画室長 はい。決して1市町村ではないです。

安念専門委員 下仁田に行けば、こんにゃくが食える。そういう甘いものではないと思えます。

宮内健康教育企画室長 先生方のいろいろな御意見があるのかもしれませんが、学校給食では地場産物を活用していこうというのは、食育基本法も食育推進基本計画でも国会その他の審議でも、ずっと子どもが言われているところであるということだけは、御理解いただけたらと思っております。

鈴木主査 それもわかるが、地場のものだというのは、みんなうちへ行ったら食べるのだからね。

黒川委員 自分のうちで食べられるわけですからね。

鈴木主査 自分で食べているから、むしろ地場でないものを食べさせた方がいいのではないかという考えもある。

黒川委員 何でそうなるのかちょっと理解ができないのです。

宮内健康教育企画室長 学校給食で地場産物を活用して食べて学校の指導に生かすということなのです。

黒川委員 だから、それは政治家の人たちが一所懸命言うと、その地域の産品と票につながるということが起こったりするのだったら、本当は役所はもっと違う立場で

毅然とすべきなのではないかと思いませんか。

宮内健康教育企画室長 地場産物の活用は教育的意義があるので私どもとしても地場産物の活用の事例集を出したり、地場の産物を使って、例えば社会などで教材として活用します。

黒川委員 そういう説明だったら私も絶対できると思うし、よくわかるのだけれども、本当は行政の方がきちんと言わなければいけないことというもの、つまり客観的にこういうことが起こってはいけないということで、本当は通達で出さなければいけない。

例えば食育ということはやるけれども、でもこういうふうになってはいけないという部分のところはきちんと言わなければいけなかったりするから出てくるわけですね。それが書かれている中身がどちらかというとな60年のときのように、献立はこういうふうに決めましょうとか、この方が責任を持って決めましょうとかというロジックになっていくのは、本当に文部科学省が解釈して入れる中身なのかなというのは、明らかに気になると感じました。

鈴木主査 では、時間も来ていますから。

黒川委員 やっていることが間違っていると思っているわけではないのだけれども、何か気になります。

宮内健康教育企画室長 それは私の説明がちょっと悪かったのでしょうか。

鈴木主査 わかりましたが、お話を聞いていて感想だけを言わせてもらうが、見直すべきところが随分今日の話聞いてあるような感じがします。それを余りされていないという感じもします。それはあなたが悪いとか何とかと言っているのではないのだけれども。したがって、やはりある程度定期的に必ずやらなければならないという重しがある方がよいという感じがしましたという私の感想を申し上げておきます。今日はどうも御苦勞様でした。

宮内健康教育企画室長 意を説明しきれなかったところがあったかもしれません。

黒川委員 大変失礼なことを言ったかもしれないけれども、ごめんなさい。